

福岡県スマート農業機械利用拡大推進事業費補助金交付要綱

(制 定 令和 7 年 3 月 3 1 日 6 経技第 3 5 1 2 号)

(趣旨)

第 1 条 農業者の高齢化等により農業従事者が大幅に減少していく中、県内の生産水準を維持・拡大するためには、スマート農業技術等を活用する農業支援サービス事業体（以下「サービス事業体」という。）の育成・活動の促進等を早急に進めていくことが重要である。

このため、サービス事業体の新規参入や事業拡大に係る取組等、県内の生産水準の維持・拡大に必要なサービス事業体の育成・活動の促進を支援する。

(通則)

第 2 条 福岡県スマート農業機械利用拡大推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、福岡県補助金等交付規則（昭和 33 年福岡県規則第 5 号。以下「規則」という。）の定めによるほか、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業費補助金交付等要綱（令和 7 年 1 月 15 日付け 6 農産第 3462 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(事業の内容等)

第 3 条 本事業は、次の各号に掲げる取組に要する経費を交付することを目的とし、本事業において実施する事業（以下「補助事業」という。）の事業メニュー、事業内容及び補助事業者については、別表 1 のとおりとする。

(1) 農業支援サービスの立上げ支援

別表 1 の 1 の事業に要する経費

(事業の採択)

第 4 条 本事業の採択基準、事業の実施に当たって事業実施主体が設定する成果目標の内容、達成すべき成果目標の基準及び目標年度（以下「成果目標等」という。）については、知事が別に定めるところによる。

(事業の実施)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより事業実施計画を作成し、第 8 条第 1 項に規定する交付申請書に添付するものとする。

2 事業実施計画の変更（別表 2 に定める重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止について

は、知事が別に定めるところによる。

3 本事業の着手については、知事が別に定めるところによる。

(交付の対象及び補助率)

第6条 知事は、補助事業者が行う補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、成果目標等の設定状況等に応じ、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表2に定めるところによる。

(流用の禁止)

第7条 別表2の区分の欄に掲げる1の（1）及び（2）の事業の相互間における経費の流用をしてはならない。

(申請手続)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（別記様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第9条 規則第3条の知事が定める交付申請書の提出期限は、知事が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第10条 知事は、第8条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 補助事業者は、規則第7条第1項の規定により交付申請を取り下げようとするときは、第10条の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内にその旨を記載した取下書を知事に提出しなければならない。

(契約等)

第 12 条 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、知事にあらかじめ届け出なければならない。

2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第 2 号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(債権譲渡等の禁止)

第 13 条 補助事業者は、第 10 条の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第 14 条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第 3 号による変更等承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第 15 条に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第 15 条に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて知事の承認を受けることができる。

3 知事は、前 2 項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第 15 条 規則第 5 条第 1 項の知事が定める軽微な変更は、別表 2 の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(状況報告)

第 16 条 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の 12 月 31 日現在において、別記様式第 4 号に定める事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の 1 月 10 日までに知事に提出しなければならない。ただし、別記様式第 5 号による概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項の規定による報告のほか、知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認める

ときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第 17 条 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第 5 号の概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 18 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第 14 条第 1 項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から 1 月を経過した日又は事業実施年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、実績報告書（別記様式第 6 号）を知事に提出しなければならない。

2 第 8 条第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第 8 条第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 7 号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年 6 月 10 日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 19 条 知事は、第 18 条第 1 項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

第 20 条 補助事業者は、第 19 条第 1 項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助

事業に要した経費を減額すべき事情がある場合には、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 18 条第 1 項に準じて提出するものとする。

- 2 知事は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 19 条第 1 項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第 19 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第 21 条 知事は、第 14 条第 1 項第 3 号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 10 条の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、交付等要綱、本要綱若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 19 条第 3 項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第 22 条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第 23 条 規則第 20 条の規定に基づく知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。ただし、大蔵省令に定めのない財産

については、期間を定めない。

- 2 規則第 20 条第 1 項第 2 号の規定に基づく知事が定めるものは、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械、器具及びソフトウェアとする。
- 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第 8 条第 1 項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第 10 条の規定による交付決定通知をもって、次の条件により知事の承認を受けたものとみなす。
 - （1）担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。
 - （2）本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
- 5 第 3 項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部若しくは一部を県に納付することを条件とすることがある。

（残存物件の処理）

第 24 条 補助事業者は、補助事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を知事に報告しその指示を受けなければならない。

（補助金の経理）

- 第 25 条 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。
 - 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前 2 項に規定する帳簿等に加え、別記様式第 8 号に定める財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
 - 4 前 3 項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（指導等）

第 26 条 知事は、本事業の適正な執行を確保するため、補助事業者に対し必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

(その他)

第 27 条 本事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 3 1 日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

事 業 メ ニ ュ ー	事 業 内 容	補 助 事 業 者
1 農業支援サービスの立上げ支援	(1) 農業支援サービス事業育成対策 (地域型サービス支援タイプ) (2) スマート農業機械等の導入支援 (地域型サービス支援タイプ)	サービス事業体

別表 2（第 5 条、第 6 条、第 7 条及び第 15 条関係）

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更
			事業の内容の変更
1 農業支援サービスの立上げ支援			
(1) 農業支援サービス事業育成対策 (地域型サービス支援タイプ)	1 事業費 本要綱に基づいて行う 事業に要する経費	定額	1 補助事業者の変更 2 事業の新設、中止又は廃止 3 事業費の 3 割を超える増 又は補助金等の増 4 事業費又は補助金等の 3 割を超える減
(2) スマート農業機械等の導入支援 (地域型サービス支援タイプ)	1 事業費 本要綱に基づいて行う 事業に要する経費	1 / 2 以内	